

平成31年第2回平取町議会定例会（開会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより平成31年第2回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、10番四戸議員と11番千葉議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては2月28日に議会運営委員会を開会し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。本日召集されました第2回町議会定例会の議会運営等につきましては、2月28日開催されました議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては本日3月4日から3月15日までの12日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日3月4日から3月15日までの12日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から3月15日までの12日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成31年1月分の出納検査の結果報告がありまして、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、日高交通災害共済組合議会、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、あわせてその写しをお手元に配布しておりますのでご了承願います。次に郵送による陳情、閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1番目として、JR日高線協議経過報告について。町長。

町長

それでは、1番のJR日高線の協議経過について報告を申し上げます。JRが廃線、バス転換を打ち出しておりますJR日高線をめぐり、2月26日、新ひだか町で臨時町長会議が開催されました。会議の前段でJR北海道のわたぬき常務に出席をいただき、これまでのJRとの協議内容のうち、4点について再確認を行ったところでございます。1点目は護岸整備の考え方について、前回会議で北海道から説明を受けておりますけれども、JRの考え方を改めて確認をしたところでございます。回答としては、被災の範囲、工法、金額等の詳細

を確認して、道庁と協議をしていきたいとのこととございます。2点目は単独維持困難な13線区のうち日高線を含む5線区は国からの支援がない赤字線区で、8線区は黄色線区となっておりますが、JRでは日高線、鶴川から様似間を赤線区から黄色線区へ変更する考えはないか、再度確認をしたところとございます。JRとしては、鶴川から様似間は、他の交通機関のほうが効率的で利便性が高いと判断しているため変更する考えはないということとございます。次に3点目は今後、各町と個別協議が必要になると思いますが、個別協議イコールバス転換ではないということを確認したところとございます。これに対してはそのとおりで、個別協議がバス転換ありきではない、バス停の位置、あるいは運行経路など個別協議が必要とのこととございます。4点目は仮にバス転換となったとき、現在路線バスを運行している道南バスが、転換バスを運行できない場合は、JRが責任をもって運行するということを確認してございます。JRとしては現在、日高線沿線では道南バス、あるいはJR北海道バスが路線を運行しているため、まずは道南バスに転換バスをお願いしたい。道南バスが転換バスを引き受けられないとなった場合には、JR北海道バスが責任をもって運行するとの確認をしたところとございます。以上の4点について確認をし、この後、前回1月25日開催の町長会議で引き続き町議会と調整をしてもらうこととなっております。浦河町から報告を受けましたが、前回報告と大きな変化はないということとございました。会議の中で、JR日高線に関し、選択肢の3案、一つは全線復旧、2点目は全線バス転換、3点目は、鶴川から日高門別間鉄道、残り区間を、バス転換をそのまま残しながら協議を前進させるために、各町がJRと個別協議を行ってはどうかとの提案がございまして、3案から1案に絞るためにも比較検討材料が必要とのことと、今後、各町とJRで個別協議を進めることとなりましたので、ご報告申し上げます。以上です。

議長

2点目といたしまして平取町教育行政に関する報告について。教育長。

教育長

それでは、平成30年12月定例議会以降における諸般の教育行政につきましてご報告申し上げます。1点目は体罰に関する実態調査結果についてであります。体罰に関する調査につきましては、平成24年度に始まり、今回で7回目となっております。これまで北海道内におきまして、体罰としての認知事案が発生しており、体罰防止に向けた取り組みを推進しているにもかかわらず、依然としてなくなることは大変憂慮される状況といえます。北海道教育委員会は本年度におきましても、体罰事故実態把握と事故防止の周知徹底を図ることを目的とし、教職員、児童生徒、保護者に対する調査を実施したものととなっております。平取町分にかかわる調査につきましては、昨年12月の終業式までに町内小中学校7校の教員、児童生徒並びに保護者に対するアンケート調査票の配布、回収を行い、回答内容の点検確認作業を終えたところとございます。回答状況につきましては全ての教員75名についてはいずれも体罰

はないものとするものでございました。また保護者及び児童からの回答につきましては、生徒自身体罰を受けたことがあるか、また、他の児童生徒が体罰と思われる行為を受けているのを見たことがある、聞いたことがあるかとする質問に対して、小学生中学生共にないとする結果となりました。今後とも、町内各学校においては体罰の未然防止に向け、いかなる場合においても体罰は許されないとする、共通認識を教職員間で図ることの徹底を進めてまいります。次に、2点目のいじめ問題に関する児童生徒の実態把握調査結果についてであります。北海道教育委員会が年2回行っております調査の中で、直近のものとして昨年11月におけるアンケート調査の結果となりますけれども、町内小中学校児童生徒371名の回答状況となっております。まず、今年の4月から嫌な思いをしたことがあるかとの問いに対しまして、あると答えた者は62件、ございました。内訳としましては小学校が55件、中学校が7件であり、内容としては複数回答を含め、仲間外れ、無視が19件、暴力が22件、いたづらが15件、悪口が25件、その他が3件となっております。前年度の調査におきましては嫌な思いをしたことがあるかとの設問に対し、50件でございましたので、あると回答した部分でございましてけれども、数字としましては12件の増となっております。それをもとに、学校としては関係する児童生徒への聞き取り、また指導等を的確に行っているところであり、現在学校自体でいじめと認知する事案は小中学校共にないものとなっております。教育委員会としましては、いじめは絶対に許されない行為であるということを、児童生徒に指導していくよう、各学校長に指示していくとともに、保護者とも連携をしながら、いじめ防止に向けた取り組みを進めてまいります。次に3点目の平成30年度全国体力運動能力運動習慣等調査についてでございます。本調査につきましては児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣の状況を把握し、体育健康に関する改善と指導を図るものとなっております。平取町としましては小学校5校の5年生47名、中学校2校の2年生42名、合計89名を対象として実施いたしました。調査内容につきましては体格調査と実技調査及びアンケート調査となっております。実技調査につきましては、小中学校共に握力、反復横飛び、50メートル走、ボール投げ、20メートルシャトルランなどの、それ以外もありますけれども8種目となっております。またアンケート調査につきましては、運動習慣等に関するものとなっております。まず小学校生の調査結果となりますけれども、体格におきましては、身長では男子がおおむね全国平均と同様となっております。女子では若干低い状況でございます。体重では男子が普通となっているのが79%、中程度の肥満が12%となっております。また女子では普通が91%、軽度の肥満が4.3%となっているところでございます。次に、体力運動能力面では男子児童においては20メートルシャトルラン、50メートル走以外の6種目で全国を上回っている状況であり、8種目全てで全道平均を上回っております。女子児童につきましては50メートル走を除く7種目において全国平均を上回り、8種目全てで全道平均を上回る結果となっております。

す。体力合計点では男女共、全国全道平均を大きく上回る結果となっております。次に運動習慣等の調査結果ですが、男子も女子も運動することが好きで、体育の授業は楽しいとする回答が全国、全道平均を上回っている状況となっております。自分の体力に自信がありますかとの問いに対しまして、自信があると答えた児童は男子で75%、女子ではこれが、数字が低くなっておりますけれども38%となっております。調査結果では女子も全道全国平均を上回る結果となっておりますけれども、自信があるかという問については自信があると答えたのは38%という数字でございました。続いて中学生における調査結果でありますけれども、体格では男子が身長では全国平均を上回り、女子は若干下回っているというような状況でございます。体重では平均で男子が全国平均を7キロ上回っている状況ということで、やや肥満というようなかたちが見られるところでございます。女子ではほぼ全国平均と同様の結果となっております。次に、体力運動能力面では男子生徒においては握力、立ち幅跳びにおいて全国平均を上回り、ハンドボール投げがほぼ同様、シャトルラン、50メートル走などの走力が下回っている状況でございました。女子生徒におきましては、立ち幅跳びが全国平均を上回り、握力、ハンドボール投げがほぼ同様、それ以外は全国平均を下回る結果となっております。特に走力と柔軟性についてはかなり低い数字となっている状況でございました。次に中学生における運動習慣等の調査結果につきましては、運動が好きですかとの問いには男子は100%が好きと回答しており、女子でも81%が、運動が好きと回答しております。体力に自信があるかとの問いに対しましては自信があると答えたのは男子で62%、女子ではかなり低くなりますけれども19%ということで、女子については自信がないとの答えは81%となっております。以上、調査結果の概要について説明しましたがけれども、教育委員会としましては、本結果を踏まえた上で児童生徒の望ましい生活習慣の確立、並びに体力向上への取り組みについて、各学校が主体性を持って、特色ある活動を実施し、その環境づくりを進めてまいりたいと思っております。続いて4点目の平成30年度平取町教育奨励表彰被表彰者の決定及び授与式の実施について報告申し上げます。資料1のほうになりますけれども、本年度における教育奨励表彰につきましては、1月30日開催の教育委員会会議におきまして、被表彰者の決定をし、去る2月25日に表彰授与式を実施したところでございます。被表彰者につきましては、資料のとおり、社会教育奨励が2団体、芸術文化奨励が3個人、スポーツ奨励が2個人、1団体となっております。被表彰者にかかわる内容等につきましては別紙に記載のとおりとなっておりますので、説明については省略をさせていただきます。最後に、5点目の公営塾びらとり義経塾実施状況報告であります。資料2のほうになりますけれども、平成30年度から通年開校ということで、昨年5月7日、開校式をみどりが丘住民センターで実施したところでございます。2月15日現在の数字でございまして、受講者数は中高校生95名、内訳につきましては平取中学校生徒が60名、振内中学校生徒13名、平取高

校生徒が22名となっており、対象生徒186名に対し51.1%の受講率ということになっております。中学生については週2こま、高校生については制限なしということで受講できるというふうにして実施してきているところがございます。生徒及び保護者の評価としましては、個別指導によりわかりやすく、講師につきましても、親身で親しみやすく、塾に行くのが楽しみだという声が多く聞こえたところがございます。現在、受講生、保護者にアンケート調査を実施しておりますので、結果が出た段階で報告をしてみたいと考えております。なお今回通塾しておりました平取高校生が、小樽商科大学へ合格をしております。昨年の北見工業大学に続いて国公立大への合格者が出たということで、平取高校の指導と、塾の成果も出てきているものと考えております。また今年度の高校出願状況で28名が平取高校に出願し、町内中学生の割合につきましても、50%を超える数字となっており、また町外から7名の出願があったということで、公営塾の効果があらわれてきているものと考えているところがございます。今後も子どもたちの夢の実現に向けて町として支援をしてみたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。以上、昨年12月の議会定例会から、これまでの主な教育行政について、報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号教育長の任命についてを議題とします。本議案は同意案件ですので、庄野教育長の退席を求めます。それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号教育長の任命についてご説明を申し上げます。平取町教育委員会教育長に次の者を任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により議会の同意を求めます。同意を求める者は住所、沙流郡平取町本町177番地22、氏名は庄野剛氏であります。生年月日は昭和31年12月21日、62歳でございます。同意を求める理由につきましては、庄野剛氏は平成28年4月1日から今月の3月31日をもって、3年間の任期満了することから、継続同意を求めます。次のページをご覧いただきたいと思っております。経歴概要については、以下のとおりでございますが、継続同意でございますので、説明を省略させていただきたいと思っております。人格、識見も高く、適任者でありますので同意を求めます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について同意することに

賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号教育長の選任については任命同意することに決定しました。

日程第6、議案第2号平取町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第2号平取町森林環境譲与税基金条例の制定につきましてご説明を申し上げます。3ページをお開き願います。議案第2号平取町森林環境譲与税基金条例の制定について、平取町森林環境譲与税基金条例を次のように制定する。この条例につきましては、平成30年度税制改正で決定されました森林吸収源対策の地方財源確保にかかわる森林環境税及び森林環境譲与税に伴い、平成31年度より譲与税として市町村に入る譲与税額、平取町では31年度におきまして1250万円を予定しておりますが、この財源に基づく事業費が年度末に残額が生じた場合、もしくは未使用の場合は基金として積み立てて、後年度で使用することが求められております。それらに対応するための基金条例の制定であります。4ページをお開き願います。それでは条文についてご説明を申し上げます。第1条、設置についてであります。平取町における林業の担い手対策、木材利用の促進や普及啓発、森林整備等に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、平取町森林環境譲与税基金を設置すると、設置の目的理由について記載をしております。第2条、積み立てでは、積立については一般会計歳入歳出予算において定めることをうたい、第3条管理では、現金の保管方法を、第4条では運用益金の処理について、第5条では繰替運用について、第6条では処分についてそれぞれうたっており、第7条では、基金の管理についてこの条例で定めるもののほか、必要な事項は町長が定めると委任についてうたっております。なお施行につきましては平成31年4月1日からしております。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号平取町森林環境譲与税基金条例の制定については原案のとおり可決しました。日程第7、議案第3号平取町スポーツ施設に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、議案第3号についてご説明いたします。5ページをお開き願います。平取町スポーツ施設に関する条例の制定について、平取町スポーツ施設に関する条例を次のとおり制定する。まず、提案の理由でございますが、現在教育委員会が所管する体育施設の条例が施設名は違いますが、目的、使用許可、管理運営などの内容が同じものがまず平取町民体育館条例、平取町青少年会館条例、平取町民総合グラウンド条例、平取町民テニスコート条例、平取町町民プール設置条例の5施設がございます。本年度、町民総合グラウンドの改修事業を行いました。これに伴いまして、現在の条例では町民総合グラウンドという名称であります。現状といたしまして、野球専用の施設ということになります。このことから町営球場に変更するものであり、この機会にですね、五つの施設の条例を簡素化し、一つに集約することで提案させていただきました。それでは、条例の内容について説明いたします。既存の5施設と条例はほぼ同じような内容ということになりますので、主なところだけ説明させていただきます。まず6ページをお開き願います。第1条の目的ですが、町民の心身の健康的なスポーツ及びスポーツの普及振興を図るため、平取町スポーツ施設を設置し、その管理運営について必要な事項を定めるとします。第2条、名称及び位置であります。スポーツ施設の名称及び位置は別記の通りということになります。8ページをお開き願います。別記ですが、平取町民体育館をはじめとするプール3施設を含む8施設でございます。この中で、前段で説明いたしました町民総合グラウンドから町営球場に変更するということになります。位置は変わりません。最後の段になりますが、平取町民カーリング場ですが、平成2年度に開設いたしました。その間内規等で行っておりましたが、この度の条例制定にあわせて位置付けるものであります。位置は平取町振内町151番地であります。ページ戻りまして7ページになりますが、使用料であります。スポーツ施設の使用料は別表第1から別表第5としますが、別表第5号についてはカーリング場の使用料が追加ということになります。町民利用者は無料となります。町外利用者は1シート1時間につき1千円ということになります。あとは変更ございません。最後になりますが、8ページの附則ですが、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。3の次に掲げる条例ということで、(1)の平取町民体育館条例、(2)平取町青少年会館条例、(3)平取町民総合グラウンド条例、(4)平取町民テニスコート条例、(5)平取町民プール設置条例につきましては平成31年3月31日で廃止いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決

定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号平取町スポーツ施設に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号平取町コタン休憩施設の使用に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい。それでは私のほうから議案第4号二風谷コタン休憩施設の使用に関する条例の制定についてご説明申し上げますので、議案の11ページ目をお開きください。議案第4号二風谷コタン休憩施設の使用に関する条例を次のように制定する。この条例につきましては、二風谷地区の再整備事業で整備いたしました公園内の休憩施設の使用に関して必要な事項を定めるものでありまして、第1条におきまして、その目的をうたっております。第2条で管理運営について、町長は施設を良好な状態で管理し、効果的に運営しなければならないと規定しております。第2項におきまして管理運営を第三者に使用させることができると規定しております。第3条におきましては、第2条により施設をする者の申請と承認について規定しております。第4条、使用の制限については使用の許可を受けたものが、ここに記載しております四つの項目のいずれかに該当するときには、使用の制限または停止を命じることができると規定しております。第2項におきまして、第1項で処分を受けた使用者が損失を受けた場合でも補償しない旨を定めております。第5条では、使用者が使用条件に違反した場合などにおいて、使用の停止や取り消しができるものと規定しております。第6条におきましては、使用の許可を受けた者が他人にその権利を譲渡したり、転貸することを禁止する条項となっております。第7条ではこの施設を指定管理者による指定管理ができることを規定している条文となっております。第8条におきましては、指定管理者が行う業務を規定しております。第9条におきまして指定管理者が行う管理の基準について定めたものとなっております。第10条におきまして、この施設の使用料を定めておりまして、月額2万円としておりますが、月の使用日数が15日以下の場合につきましては1日1千円としております。第11条では使用者が建物、機械、設備等を故意または過失により、損傷したり滅失した場合の原状回復又は損害賠償などについて規定しておりますけれども、事情により賠償額の減免ができると規定しております。第12条におきまして、この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めるものとして規定しております。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとしてございます。以上説明が終わりましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号二風谷コタン休憩施設の使用に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号平取町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第5号平取町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。14ページをお開きください。平取町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。次ページをお開きください。平取町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を次のように改正する。第2条中、「別表に」を「別に規則で」に改める。「別表」を削る。次ページ新旧対照表をご覧ください。今回改正する条例第2条適応範囲は、条例第1条目的にあります制限措置を講じるものを規定するもので、措置を講じるものとして契約行為、許認可、福祉サービス等、以下行政サービス等とあります。現行条例別表に定めておりますこの行政項目等の行政サービス等の項目を今回、規則で定めることに改正し、別表を定めるものでございます。これは該当する行政サービス等の項目が追加または削除等の申請があった場合、都度条例改正が必要となることから、条文において規則で規定することとし、今後は規則において随時追加修正をし、適正に対処していくところであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第5号平取町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号平取町環境保全普及センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第6号平取町環境保全普及センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。18ページをお開き願います。議案第6号平取町環境保全普及センター設置条例の一部を改正する条例について、平取町環境保全普及センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。この条例の改正理由につきましては、平成14年9月2日竣工の平取町環境保全普及センター、エコハウスであります。設立当時からの設置条例により、沙流川森林組合に管理を無償で委託しておりました。平成18年制定の平取町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平成19年に設置条例の一部を改正し、環境保全普及センターの管理委託を指定管理者に移行し、沙流川森林組合を指定管理者として運営してまいりました。建設から年数が経過をし建物の修繕が必要となり、平成30年度におきまして、外壁及び屋根の塗装など、沙流川森林組合へ助成してまいりましたが、森林組合の費用負担が一度に多額となりました。さらに、森林組合の上部団体である北海道森林組合連合会からの監査におきましても、事務所賃貸料が無料ということに対し、毎年度解消するように指導が行われておりました。これらのことから今般指定管理から外し、従来の管理委託へ戻し事務所使用料を徴収しようとするものであります。使用料につきましては別途規則で定める予定であります。金額は月額5万円の予定であります。使用料の根拠につきましては、固定資産税の約5割、専用部分が半分でありますので、そのように考えております。この財源により、5年に一度300万円程度の修繕が可能となります。19ページをお開き願います。平取町環境保全普及センターの設置条例の一部を改正する条例であります。平取町環境保全普及センター設置条例の一部を次のように改正する。第5条を次のように改める。第5条、センターの維持管理は沙流川森林組合に委託するものとする。第6条及び第7条中の指定管理者を管理者に改める。この改正案の施行は平成31年4月1日であります。なお改正案の新旧対照表につきましては20ページに記載をしております。説明については省略させていただきます。以上ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第6号平取町環境保全普及センター設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第7号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第7号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。21ページをお開き願います。議案第7号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例について、平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。この改正案であります。12月議会におきまして予算補正をし、現在修繕をしております旧苫小牧信用金庫振内支店、支店長住宅を平成31年度より農業研修生住宅として使用するための一部改正であります。22ページをお開き願います。平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例、平取町農業研修生住宅管理条例の一部を次のように改正する。第3条の表に次のように加える。平取町振内第三農業研修生住宅、沙流郡平取町振内町28番地15、別表中、建設の次に（改修）を加え、同表に次のように加える。住宅名、平取町振内第三農業研修生住宅、管理戸数1戸、建設（改修）年度平成30年度、規格3LDK、家賃月額2万円、適用、平成31年3月改修、この一部改正条例の施行は平成31年4月1日であります。なお改正案の新旧対照表につきましては23ページに記載をしております。説明については省略をさせていただきます。以上ご説明申し上げますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第11、議案第7号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第8号平取町民公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。観光商工課長。

観光商工課長

それでは議案第8号平取町民公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案24ページをお開き願います。平取町民公園条例の一部を改正する条例について、平取町民公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。今回の一部改正につきましては、現在施工しております二風谷地区再整備事業が平成31年3月に工事が完成することに伴いまして、北側及び南側駐車場、新設トイレ、園路、通路、バスレーン等の敷設によりまして、面積等に変更が生じたので、平取町民公園条例第2条、名称、位置及び面積の別表第1の一部、二風谷公園の位置及び面積の増により、今般条例の改正をしようと

するものであります。また、二風谷公園の名称につきましても、二風谷再整備事業検討会議の中で協議いたしまして、変更することに決定いたしましたので、あわせて一部改正するものであります。それでは、改正箇所、新旧対照表により説明いたしますので、27ページをご覧ください。表の右側の二風谷公園、現行に対しまして、左側の表の一覧に55番地16と55番地17、59番地3と59番地7と8、60番地2から60番地4、5、6、28ページにおきまして、61番地3と4、61番地9から61番地10、11、12、13、14、15、17、そして319番地1を加えます。現行10筆から30筆の増になりまして、面積2万7676から2万8940となります。あわせて名称を二風谷公園から、二風谷コタンと改正します。附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものとします。以上、平取町民公園条例の一部を改正する条例についての説明といたしますので、よろしくご審議願います。

議長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第8号平取町民公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第9号平取町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第9号平取町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。29ページをご覧ください。平取町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。改正理由につきましては、昭和41年制定の平取町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例は、地方公営企業法の一部改正により制定されているものですが、同条例が制定された時点で昭和31年制定の平取町国民健康保険病院条例が廃止されなければならなかったものが、現在まで残ってしまっている状況になっております。このことによりまして、病院設置にかかる条例が二つ存在し、適切ではないのでこの二つの条例関係を整理するものでございます。改正内容を説明いたします。30ページになりますけれども、新旧対照表で説明させていただきますので、31ページをご覧ください。現行の条例の第2条中、第2項を第3項とし第3項を第4項とします。改正案

で第1項の次に、次の1項を加え、第2項とします。規定内容は第2項、病院の位置及び名称は次のとおりとする。1号、位置、沙流郡平取町本町67番地1、2号、名称、平取町国民健康保険病院を加えます。次に第2項から変更となった第3項に(5)皮膚科を加えます。次に、第6条ですけれども、6条の文言の整理と同条に次の各号を加えるものになります。(1号)ですけれども、公金の収納または支払いに関する事務、(2号)公金の保管に関する事務、この第6条は病院会計における会計管理者の事務を特定するものとなります。次に、第7項を追加いたします。第7条この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとします。この7条の追加により、現在規定されている平取町国民健康保険病院規則も改正しますが廃止する平取町国民健康保険病院条例に規定されていた項目などの見直しを含めて、追加改正することにさせていただいております。30ページにお戻りください。附則の1号により、施行は公布の日といたします。2号で病院設置に関し、重複した条例となっている平取町国民健康保険病院条例を廃止といたします。以上、平取町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、議案第9号平取町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第10号平取町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第10号平取町国民健康保険病院使用料及び手数料の一部を改正する条例を説明いたします。32ページをご覧ください。平取町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。改正理由は現行の条例では老人保健法など、廃止された法律や現行法の記載などが適切に規定されていないためその点の整理と、消費税の課税対象となるものが、消費税相当額が徴収できないような規定になっているものを改正するものでございます。さらに、入院料についても10日ごとの請求となっておりますが、これも現状にあった納付方法とさせていただきます。改正内容を説明いたしま

す。33ページになりますけれども、新旧対照表で説明させていただきますので、37ページをご覧いただきたいと思います。改正内容ですけれども、第2条を全面的に改正させていただきます。改正規定は読み上げますけれども、使用料等の額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額、消費税法に規定する消費税及び地方消費税の第2章第3節に規定する消費税、地方消費税が課されることとなっているものにあつてはその額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額の合算額とすると改正させていただきます。そして使用料等の項目は、第1号から第5号により内容を記載しております。その中で単価の変更は公務災害に関する単価につきまして、12円から11円50銭に改正させていただきます。詳細は記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。現行条例の第2項と第3項は、改正案の第1項の中に組み入れることにより、削除とさせていただきます。次に、第3条になりますけれども、使用料の徴収方法となりますが、この条項も現状にあわせてかたちでの入院費の徴収方法に改正することとしておりまして、現行条例では月3回の徴収から翌月1回の徴収とさせていただきますことと、文言の整理として改正させていただきます。詳細は記載のとおりとなりますので、説明を省略させていただきます。別表についても改正させていただきますけれども、別表は別記1となりますので、38ページをご覧いただきます。使用料の額を別表のとおり、整理改正させていただきます。現行の金額には変わりありませんけれども、規定で明確にしておくべきものなどの追加改正になります。追加した項目は予防接種料、介護保険主治医意見書の項目になります。その他の項目は見直しや摘要欄で徴収すべき項目が明確になるよう追加改正させていただきます。記載は詳細のとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。新旧対照表の40ページをご覧いただきます。現行条例にあります別表欄外の特別室を使用するもの云々と規定している項目については全文削除をさせていただきます。36ページにお戻りください。36ページの最後になりますけれども、附則により施工を平成31年4月1日から施行とさせていただきます。以上平取町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

異議なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、議案第10号平取町国民健康保険病院使

用材料及び手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第11号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第11号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。41ページをお開きください。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。この改正は国の災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部が平成31年4月1日から改正されることに伴い、町の条例の一部を改正しようとするものです。改正の内容は42ページですが、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のとおり改正する。第15条第1項中、「又は半年賦償還」、これを「半年賦償還又は月賦償還」に改めるものです。これは災害援護資金貸付金の償還方法について、新たに月賦での償還を付け加えたものとなります。なお、43ページの新旧対照表では改正案の表中、半年賦償還または月年賦償還となっておりますけども、誤りです。これをですね、半年賦償還又は月賦償還、年をとっていただいて、半年賦償還又は月賦償還ということでの誤りですので、大変申しわけありませんが、訂正についてよろしく願いいたします。なお、附則としまして、平成31年4月1日の施行としています。以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15、議案第11号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第16、議案第12号平取町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第12号平取町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたしますので、お手元の説明資料をご覧ください。1の改正の理由ですが、病院の医師等の確保の観点から、医師等に関する定年の引き上げを行うものであります。2、改正の内容は、平取町職員の定年に関する条例第3条の一部を改正するもので、医師及び歯科医師の定年について、現在65歳のところ、改正後70歳にするものであります。3、施行期日は条例附則で、

これを平成31年4月1日からとするものであります。4は条例の新旧対照表で内容は記載のとおりであります。以上、平取町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、議案第12号平取町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第17、議案第13号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第13号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたしますので、お手元の説明資料をご覧ください。はじめに、この資料の表の左側、国の措置方針につきましてありますが、長時間労働を是正するための措置として、民間労働法制においては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定により、時間外労働の上限規制が導入され、また、国家公務員においても、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置が講じられるものであります。その下であります。人事院規則、職員の勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する人事院規則、これは31年4月1日から施行されるものであります。次のとおり追加するものです。1、超過勤務命令の上限時間、各省庁の長は次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める上限時間の範囲内で超過勤務を命じることができる。はじめに(2)のほうをご覧くださいと思います。(2)他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員、1か月について100時間未満、2から6か月平均で80時間以下、1年について720時間以下、1か月について45時間を超えて超過勤務命令勤務を命じることができる月数は1年について、6か月以内に限るとし、他律的な業務とはこの表の右に記載の業務の量、業務を処理すべき時期など業務の遂行に関する事項を自律的に管理することが困難な業務とされております。なお、災害の場合は左の時間を超えて命令することができるとするものであります。次に、(1)につきましては、今申し上げた(2)以外の職員として、1か月について45時間、以下1年について360時間以下とするものであります。(1)ないし(2)どちらかにつきましては、今後、国からの通達等があるということであり、次に、表の右側、町の措

置方針案であります。地方公務員につきましても、国家公務員に関する措置等を踏まえ、時間外労働の上限規制のための所要の措置を講じることとされております。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。下線の部分を追加するもので第7条の第3項に前項に規定する者の他、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は職員の勤務時間、休暇等に関する規則で定めるという条文を加えるものであります。職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則につきましても先ほど申し上げた左の表に記載の人事院規則と同様のものがございます。以上、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第17、議案第13号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

休憩します。再開は10時50分といたします。

(休憩 午前10時37分)

(再開 午前10時50分)

議長

再開します。日程第18、議案第14号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それでは議案第14号公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明をいたします。議案の50ページをお開き願います。公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平取町公の施設に係る指定管理者に指定します。この指定管理者につきましては平成25年度から指定期間3か年ごとで指定をしているもので、今回平成31年3月31日で管理を行わせる期間が終了することから、指定の手続きを行うものとしております。指定団体としては公益財団法人アイヌ民族文化財団といたします。指定に当たっての選定の理由は4に記載をしていますが、平取町イオルの森設置目的及び平取町公の施設への指定管理者制度適用に係る指針に照らし、また、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の定めにより、アイヌ文化の振興等を目的とする公益財団法人であること

から、指定管理者として適当であると判断できる、このようなことから、2の指定管理者としては、公益財団法人アイヌ民族文化財団を指定したいと思います。なお、指定期間につきましては、1年としておりますけれども、今通常国会に提出されている、アイヌ政策に関する新しい立法措置において、イオル再生事業については、2020年度からは、市町村の計画に基づく事業へと移行される予定であることから、今回、指定期間を1年としています。以上、説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第18、議案第14号公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

日程第19、議案第15号平成30年度平取町一般会計補正予算第15号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第15号平成30年度平取町一般会計補正予算第15号につきましてご説明いたしますので、51ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ5315万2千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ70億5902万7千円にしようとするものであります。第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。第2条の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は「第2表 繰越明許費」によるものとなります。それでは歳入歳出事項別明細の歳出からご説明いたしますので、58ページの上段をお開き願います。3款2項2目児童措置費13節委託料199万2千円の増額です。これは、常設保育所にかかる運営費の算定基礎となる国の公定価格について、平成30年度国家公務員の給与改定を主な内容とする単価の引き上げが行われ、平成30年4月にさかのぼって適用されることから新たな単価で再計算を行い、当初予算に比べて不足する金額を増額補正するものとなります。なお、各保育所によって金額が異なるのは途中入所者の有無や当初予算見込みに比べて実際の入所者の数に変動があったことなどによるものとなります。続きまして下段、5款1項2目農業振興費19節負担金、補助及び交付金1132万円の追加であります。これは平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号により所有する農業用施設等が被災し、地方公共団体による支

援や融資を受けて被災施設の復旧、撤去等を行うことにより、農業経営を継続しようとする農業者を対象に、農産物の生産確保に必要な施設、機械の再建、修繕を行うための被災農業者向け経営体育成事業補助金で、当町から荷菜、振内の2地区2名の畜舎1棟、農機具格納庫1棟の申請を行ったところ、この度、事業が採択されたことから、予算の補正を行うものであります。次に59ページ上段、12款1項1目国民健康保険病院特別会計繰出金28節繰出金3984万円であります。これは平成30年度国民健康保険病院特別会計の経常損失の補填を行うため、必要な資金を一般会計から病院会計に繰り出しするものであります。歳出は以上です。次に歳入についてご説明いたしますので、55ページの上段をご覧ください。10款1項1目地方交付税1節地方交付税4298万円あります。これは地方交付税交付金のうち、普通交付税が規定予算に比べて増額する見込みとなったことから、これを本補正予算の財源にあてるものであります。次に下段、12款1項1目民生費負担金1節児童福祉費負担金250万1千円の追加であります。これは歳出58ページの上段でご説明いたしました常設保育所運営費に関連して、保育所を利用する保護者の所得が増えたことから、国の基準に基づいて算出した、保育所利用者負担金が全体で増額することによるものであります。次に56ページ上段、14款1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金、金額176万9千円の減額であります。これは先ほどの55ページ下段と同様、常設保育所運営費に関し、保育所利用者負担金が増額したことにより、子どものための教育、保育給付費負担金として国から町に交付される負担金が減額したことによるものであります。続いて56ページ下段、15款1項1目民生費道負担金2節児童福祉費負担金、金額290万8千円の減額であります。これも、上段と同様、常設保育所運営費に関し、保育所利用者負担金が増額したことにより、子どものための教育、保育給付費負担金として、北海道から町に交付される負担金が減額したことによるものであります。次に57ページ上段、15款2項2目民生費道補助金4節児童福祉費補助金、金額102万8千円あります。これも同じく常設保育所運営費に関し、単身世帯保育料軽減支援事業費補助金として、北海道から町に交付される補助金であります。続いて下段、15款2項4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金1132万円の増額であります。これは歳出の58ページ下段でご説明いたしました被災農業者向け経営体育成事業補助金に関して事業費の2分の1が強い農業づくり事業補助金として国から北海道を通じて、事業実施主体である町に対して、交付されるものであります。歳入歳出事項別明細は以上です。次に、53ページ、第2表、繰越明許費をご覧ください。表の上から5款1項被災農業者向け経営体育成事業1132万円、これは先ほど歳入歳出事項別明細でご説明したものであります。次に10款1項振内岩知志線災害復旧工事7677万2千円は、地すべり災害復旧事業で、平成30年8月議会でご予算補正したものであります。次に10款3項川向生活館災害復旧事業1219万4千円は胆振東部地震で被災した川向生活館の改修事業で、平成30年

10月議会で予算補正したものであります。以上の各事業は、本年度、平成30年度末までに事業が完了せず、その支出が終わらない見込みであることから、地方自治法第213条の規定に基づき、これを平成31年度に繰り越して使用するものであります。以上、議案第15号平取町一般会計補正予算第15号についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。11番千葉議員。

11番 千葉議員 11番千葉です。53ページの繰越明許費の10款1項振内岩知志線災害復旧工事のことについてお伺いしたいと思います。全議員承知のとおり、これは昨年10月1日から今月の3月20日までの工期ということで、年度内に何とか完了して農業の関係者、あるいは学校、振内中学校に関係する関係者、それから運送業である大型の車両の輸送の関係者、その他たくさんの方々、早期の通行を期待しておったものでございますけども、昨年の本会議の中では私のほうから10月1日に発注されても、いまだに一向にいわゆる本工事としての姿が見えてきてないけど大丈夫なのかという質問をしたところ、建設水道課長の谷山課長のほうから、工程通りであると、予定通り進めているよということでのご回答がありましたけども今回急に繰越明許費というかたちで上がってきたことにつきましては、やはり、今日も本会議の定例会の場でございますし、全議員がお揃いでございますので、このことについての補足的な丁寧な説明責任が私はあるのかなというふうに思っておりますので、改めて工期延期になった経緯、それから繰越明許費として計上されてきた中間的な報告もなかったものですから、そのことについて、ご説明を求めて、全議員のほうに説明願いたいというふうに思っております。

議長 建設水道課長。

建設水道 課長 それは私のほうから今千葉議員のおっしゃるとおり経過というか、工期を延ばさざるを得ない理由というのを説明していきたいと思っております。おっしゃるとおり、この工事は9月18日に入札をしてその後議会の議決を得て、10月1日から今年の3月20日までという予定で工事を進めておりました。震災が起きたのが9月6日ですから当然入札は震災の後ということで、当然あの震災に伴う労務者等の人手不足というのは最初の段階からある程度想定して50日ほどそっちのほうに人がとられるということで工程を業者としても、とっておりましたが、その後想定した50日を超える部分で労務者が向こうのほうに引っ張られたということで、代替りの労務者というのも探したんですけどもなかなかそういうふうな状況なものでなかなか手配がつかないということでございます。それで当初我々発注者側としても大丈夫かというのは常に確認しておりま

したし、請け負った業者としても、その分の遅れを取り戻すべく、いろいろ工程を組み変えていろいろやっておりましたけれども、最終的にやっぱりどう組んでも無理だというのが2月に入ってから正式に業者のほうからちょっと工期内の完成は難しいという協議がございました。それを受けて、我々もいろいろ検討したんですけども、本来であれば2月14日の日に産業厚生常任委員会ございましたので本当は説明すればよかったんですけども、その部分ではいろいろこれ補助事業でありまして、国、道との調整というのもなかなかできてないような状況でございまして、ちょっと報告には至れなかったということでございます。それで新たな工期としては、5月30日を一応工期と見込んでおるんですけども、実質的には予定ですけども、4月中には何とかしたいという、実質工程はそういうふうに取り組んでおります。それと、一部舗装の復旧というのがありますので、その辺路盤ができたから復旧ちょっとしきれが抜けないとできない部分もありますのでその辺の安全を見込みまして、5月いっぱい工期とさせていただきます。以上です。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

大変な状況だったっていうのは私も非常に震災のことも含めてですね、理解をしておりました。特に建設業というのは、技術者だけでなく、特に作業に従事する労働者の確保というのは、今谷山課長言われたとおり、大変なものがあったんだろうなというふうに想像しております。補助事業の関係もあったかなというふうに思っていますけども、ただ説明を議場で受けて大丈夫だよっていうかたちの工程のなかからいきなりこうやって繰越明許費としてですね、あがってきたということに対しては、やはり2月14日の産業厚生常任委員会というの、ちょっと今お話ありましたけども、やはり議会のほうにはそういう説明した以上は早い段階で、何らかのかたちでやっぱり説明があるという質疑にも立たなくて済んだのかなというふうに思ってますけども、今後ですね、このようなケースが私はあまり好ましいかたちで繰越明許費の計上というかたちじゃないなというふうに理解していますので、説明あるいはその中間でも構いませんので、どのような機会でも構いませんので、やはり産業厚生常任委員会の中で報告というのをきっちりあげられておいたほうが私は賢明な判断だというふうに思っていますけども、今後一つそのことを踏まえて、よろしく願いしたいということでもあります。

議長

答弁のほうはよろしいですか。5番井澤議員。

5番
井澤議員

同じ、53ページの今の千葉議員の質問のあった下のところの、やっぱり災害復旧費のところ、川向生活館の復旧作業について、繰り越しということになっていますが、この現在の状況とか、その後の見通し等についてはどうなって

いるのでしょうか。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

これを繰り越す経緯なんですけども、災害査定というのを去年の12月に受けております。そこで額が確定して、補正はその前段の議会でやっていたんですけども、査定で正式に決まったのが12月ということで、この箇所は一部基礎が下がった部分ありますので、その部分全面的に基礎からやらなきゃならないという工事になりますのでそれが真冬ということで、冬季間の施行はちょっと厳しいということで一部取り壊してやらなきゃならないものですからそういうことで冬季間を避けての工事ということで予定といたしましては、今月中に入札を行いまして、実質雪解けを待っての着工というような予定でおります。以上です。

議長

ほかございますか。なければ、質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第19議案第15号、平成30年度平取町一般会計補正予算第15号は原案のとおり可決しました。

日程第20、議案第16号平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第4号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第16号平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。60ページをお開きください。平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第4号は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9877万7千円とするものでございます。2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、64ページをお開きください。まず歳出ですが、9款2項1目直診施設勘定繰出金、28節繰出金は予算額2321万1千円に250万3千円を追加いたします。今回の補正の目的は、国民健康保険病院施設整備にかかる調整交付金が予算額を上回ることが確定したため、同額を国民健康保険病院へ繰り出すためのものでございます。次に歳入についてご説明いたします。63ページをお開きください。4款1項1目保険給付費等交付金2節特別交付金に250万3千円を追加いたします。歳出でご説明いたしました

国民健康保険病院施設整備にかかる調整交付金の額が確定したことによるものでございます。内訳は特別調整交付金分145万2千円、同繰入金105万1千円となっております。以上で議案第16号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第20、議案第16号平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決しました。

日程第21、議案第17号平成30年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第17号平成30年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号について、ご説明いたします。議案の65ページをお開きください。この補正予算第2号は次に定めるところによります。第1条歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億564万円とするものです。2、歳入歳出予算の補正の款項区分及び金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。歳入歳出の予算の振りかえということになりますので、予算総額に変更はありません。それでは先に歳出について説明しますので、70ページをお開きください。2款1項1目居宅介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金、補正額2150万円です。これは介護認定者の増加に伴い、ホームヘルパー派遣や、デイサービス、ショートステイなどの居宅介護サービスの財源に不足が生じたため、他の科目との予算の組み替えにより、対応するものです。下の段、2款1項2目地域密着型サービス給付費19節において、地域密着型施設、振内の認知症グループホームとなりますけども、利用者の減により1500万円を減額、また71ページの2款1項3目施設介護サービス給付費については、介護老人福祉施設等への入所の実績、これに基づいて650万円の減となります。下段になります。3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費については、今年度から、国において制度化されました保険者機能強化推進交付金の新たな交付により、その他の財源から国庫補助金へと特定財源の振りかえを行うものです。続きまして歳入についてご説明しますので、68ページをお開きください。3款1項1目介護給付費国庫負担金32万5千円の増。この分は69ページの下段、5款1項1目道負担金を32万5千円減額し、財源を振り替えるものです。これは歳出において地域密着サービス、また、施設介護給付費から居宅介護給

付費へ予算を振り替えたことによる国と道との負担割合の違いによる財源調整分です。続きまして68ページの下段、3款2項5目保険者機能強化推進交付金、これは国の新制度創設に伴い新たな科目を設定し106万5千円計上するものです。これは介護予防または重度化防止への市町村の取り組みに対し評価指数により国からインセンティブ、財政的支援がなされるもので、今年度から新たに補正というかたちで予算を計上させていただきました。この財源の計上にあわせて、69ページの上段、4款1項1目支払交付金から106万5千円を減額し、財源調整を図っています。以上のとおり介護保険特別会計補正予算第2号議案を提出しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第21、議案第17号平成30年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第22、議案第18号平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第18号平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号をご説明します。72ページをご覧ください。第1条、平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号を次のように定めようとするものでございます。第2条、平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、以下予算という、第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものでございます。2、主要な建設改良事業、平取町国民健康保険病院改築事業、既定予定額7億2718万7千円を1100万6千円減額し、7億1618万1千円とさせていただきます。これは医師住宅の実施設計費を平成31年度の予算措置とすることによります。次に第3条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入の第1款病院事業収益、既定予定額7億3041万3千円、補正予定額4千万円の増額で、計7億7041万3千円となります。第2項医業外収益の補正となります。既定予定額3億1561万5千円、補正予定額4千万円の増額で、計3億5561万5千円となります。次に、第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入になります。第1款資本的収入、規定予定額13億4159万8千円、補正予定額1100万6千円の減額とし13億

3059万2千円となります。第1項一般会計負担金、既定予定額8204万7千円、補正予定額が16万円の減額とし計8188万7千円となります。第2項企業債、既定予定額11億9260万円、補正予定額1400万円の減額とし、計11億7860万円となります。第3項、国民健康保険特別会計負担金、既定予定額1871万1千円、補正予定額315万4千円の増額とし、計2186万5千円となります。第1款資本的支出になりますけれども、既定予定額10億9847万9千円、補正予定額1100万6千円の減額とし、計10億8747万3千円となります。第3項建設改良費、規定予定額10億9055万4千円、補正予定額1100万6千円の減額とし10億7954万8千円となります。次のページをご覧ください。第5条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正するものでございます。起債の目的、平取町国民健康保険病院改築事業、補正前限度額9億1860万円、補正後の限度額9億760万円とします。医療機器備品等整備事業、補正前限度額2億7400万円、補正後の限度額2億7100万円とします。改築事業のほうにつきましては医師住宅実施設計の31年度での予算措置、医療機器、備品等整備は補助金の増額により限度額が減額となります。次のページをご覧ください。平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更でございます。補正予定額は記載のとおりでありますので説明は次のページからの説明書により説明いたしますので省略させていただきます。次のページをご覧ください。収益的収入の1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計負担金でございます。一般会計からの繰入金4千万円を追加補正するものでございます。平成30年度の12月末時点での決算見込みにより3900万円ほどの資金不足が発生すると見込んでおります。資金不足比率が12%程度になる見込みなので、この資金不足比率が10%を超えますと企業債の発行が協議制から許可制になり、財務状況が悪い団体への貸付が制限される見込みとなります。31年度も引き続き、病院改築事業関連の起債の発行を予定しておりますので、企業債の発行をスムーズに進めるため、資金不足を解消することを目的に繰り入れを予定するものでございます。次のページをご覧ください。資本的収入、1款資本的収入、1項一般会計負担金、1目一般会計負担金でございます。補正前の額が8204万7千円、補正額が16万円の減額となり、計8188万7千円となります。3項の国民健康保険特別会計負担金、国民健康保険の調整交付金であります。その増額により、一般会計からの繰入金の差し引き、精査分が減額となります。次に、1款資本的収入、2項企業債、1目企業債でございます。補正前の額が、11億9260万円、補正額が1400万円の減額となり、計11億7860万円となります。1節企業債の1400万円の減額で、改築事業分として医師住宅実施設計分の31年度への先送りと医療機器備品等整備事業は国庫の調整交付金、いわゆる補助金の増額による借入金の減額となります。次に、3項の国民健康保険特別会計負担金、1目国民健康保険特別会計負担金でございます。補正前の額が1871万1千円、補正額が315万4千円の増額となり、計2

1 8 6 万 5 千 円 と な り ま す 。 1 節 の 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 負 担 金 で 、 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 か ら の 負 担 金 と な り ま す が 、 改 築 に 関 連 す る 給 食 等 の 補 助 金 、 医 療 機 器 の 補 助 金 の 増 額 と な り ま す 。 次 に 、 資 本 的 支 出 、 1 款 資 本 的 支 出 、 3 項 建 設 改 良 費 、 3 目 建 設 工 事 費 で ご ざ い ま す 。 補 正 前 の 額 が 7 億 2 7 1 8 万 7 千 円 、 補 正 額 が 1 1 0 0 万 6 千 円 の 減 額 と な り 、 計 7 億 1 6 1 8 万 1 千 円 と な り ま す 。 1 節 、 委 託 料 の 中 の 医 師 住 宅 工 事 実 施 設 計 業 務 に つ い て 、 医 師 住 宅 を P F I 事 業 と し て 検 討 し て お り ま し て 、 そ の 引 き 受 け を し て い た だ き た い 機 関 と 協 議 を 進 め て お り ま す が 、 合 意 に 至 っ て お り ま せ ん の で 、 合 意 が な さ れ な い 場 合 は 町 が 事 業 実 施 主 体 と し て 事 業 を 進 め な け れ ば な ら な い の で 、 予 算 措 置 を し て お り ま し た が 、 3 0 年 度 の 予 算 執 行 が で き な く な っ た こ と に よ り ま し て 減 額 さ せ て い た だ き ま す 。 3 1 年 度 で 再 度 予 算 計 上 さ せ て い た だ き て お り ま す が 、 医 師 住 宅 に つ い て は 何 と か P F I 事 業 と し て 実 施 す る こ と を 検 討 し て お り ま す 。 以 上 、 病 院 会 計 補 正 予 算 第 2 号 の 説 明 と さ せ て い た だ き ま す の で ご 審 議 を よ ろ し く お 願 い い た し ま す 。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第22、議案第18号平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第23、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号についてご説明いたしますので、議案77ページをご覧ください。北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止について、別紙のとおり専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めようとするものであります。78ページをお開き願います。北海道市町村総合事務組規約の制定及び廃止についてであります。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組規約を定め、北海道市町村総合事務組規約平成7年3月7日を廃止する旨の専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めようとするものであります。これは北海道内の市町村の非常勤職員公務災害及び非常勤消防団員の損害補償等の事務を共同処理する一部事務組合である北海道市町村総合事務組合について、その規約に不備があることが、国から指摘され、同組合の存立にかかわる案件として、早急に是正するよう、総務省から指導を

受けたことにより、同組合管理者から加盟する全ての市町村長に対し、早急に規約の改廃に関する専決処分の議決書を提出するよう強い要請があり、緊急に対処する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、2月6日、町長による専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、その後に開かれた直近の議会である本定例会においてこれを報告し、承認を求めようとするものであります。具体的には、市町村でつくる一部事務組合である、当該北海道市町村総合事務組合に、北海道が構成員となっている、石狩東部広域水道企業団と石狩西部広域水道企業団が加入していることは、適法性に欠けるため、現在の規約を廃止し、組合を組織する構成団体から、この二つの企業団を除外した規約を早急に制定するよう、総務省から指導を受けたため、2月18日までに町長による専決処分報告書を提出するよう求められたことによるものであります。以上、報告第1号専決処分報告について、ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第23、報告第1号専決処分報告については報告のとおり承認しました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時34分)

(再開 午前11時35分)

議長

再開します。

日程第24、請願第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する請願についてを議題とします。この請願の取り扱いについては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。提出されました請願1件の取り扱いにつきましては2月28日に開催されました議会運営委員会で協議をしました結果、請願1号については総務文教常任委員会へ付託することとしておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、請願第1号については総務文教常任委員会に付託し審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第24、請願第1号については総務文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

休憩します。再開は1時といたします。

(休憩 午前 11時37分)

(再開 午後 1時00分)

議長

再開します。日程第25、平成31年度町政及び教育行政執行方針の説明に入ります。まず、町政執行方針の説明を求めます。町長。

町長

(町政執行方針を説明)

議長

休憩します。再開は2時30分といたします。

(休憩 午前 2時16分)

(再開 午後 2時30分)

議長

再開します。次に教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

教育長

(教育行政執行方針を説明)

議長

以上で平成31年度、町政及び教育行政執行方針の説明を終了いたします。以上で本日の日程は全て終了いたしましたのでこれをもって散会といたします。どうもご苦労さまでございました。

(閉会 午後3時08分)